

議案第41号

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「事項を掲示しなければならない」
を「重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によ
って直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい
い、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」
に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方
法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的
記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。